

令和8年6月1日

I 障害福祉サービス利用料

居宅介護の場合					単価 (単位)	負担額 (円)
家事援助	30分未満		(家事日0.5)	1回につき	106	114
家事援助	30分以上	45分未満	(家事日0.75)		153	164
家事援助	45分以上	60分未満	(家事日1.0)		197	211
身体介護	20分以上	30分未満	(身体日0.5)		256	274
身体介護	30分以上	60分未満	(身体日1.0)		404	433
身体介護	60分以上	90分未満	(身体日1.5)		587	629
通院身体あり	20分以上	30分未満	(通院1日0.5)		256	274
通院身体あり	30分以上	60分未満	(通院1日1.0)		404	433
通院身体なし	20分以上	30分未満	(通院2日0.5)		106	113
通院身体なし	30分以上	60分未満	(通院2日1.0)		197	211
重度訪問介護の場合					単価 (単位)	負担額 (円)
重度訪問介護（基本）			60分未満（重訪Ⅲ日中1.0）	1回につき	186	199
60分以降 30分増すごと 所定額加算						
重度訪問介護 (支援区分6の場合)			60分未満（重訪Ⅱ日中1.0）	1回につき	202	216
60分以降 30分増すごと 所定額加算						
病院等に入院中又は入所中に意思疎通の支援を行った場合上記と同じ料金となります。						

- ① 上記サービスを2名で行った場合は1回につき（上記料金×2）となります。
- ② 重度訪問介護において、一定の対象者に対し熟練従業者が同行してサービスを行った場合、1回2時間以内につき、それぞれに（上記料金×90／100）となります。
- ③ 早朝（6：00～8：00）・夜間（18：00～22：00）1回につき利用料金の25％増しとなります。
- ④ 深夜（22：00～翌朝6：00）の場合1回につき利用料金の50％増しとなります。
- ⑤ 上記の基本金額には、Ⅱ「加算項目」の各種加算は含まれておりません。

障害福祉サービス 加算項目説明

Ⅱ 加算項目

加算名称	単価(単位)	負担額(円)	内容
緊急時加算	100	108円/回	サービス提供責任者が緊急に必要と判断し、依頼から24時間以内に身体介護を提供した場合で月2回を限度とする
初回加算	200	215円/回	新規利用の場合、又は暦月で2ヶ月以上当該サービスの利用がない場合 新たに訪問介護計画書を作成し、初回のサービス提供月中にサービス提供責任者が自らサービスを提供した場合、もしくは、サービス提供担当者に同行し適切な指導を行った場合
利用者負担上限額管理加算	150	161円/月	支給決定量の月額上限管理を行った場合
移動介護加算 (重度訪問介護のみ)			重度訪問介護利用中に移動の介護を行った場合
特定事業所加算Ⅱ (居宅介護)			基本単位に10/100を乗じた単位数により計算された額の1割負担 ①全ての従業者に対し計画的に個別の研修を実施していること ②概ね月一回以上サービス及び技術向上のための会議を開催していること ③サービス実施において、必要な情報や留意点をサービス提供責任者が従業者に伝え、終了後適切に報告を受けていること ④全ての従業者に対し健康診断等を定期的の実施していること ⑤緊急時における対応方法を重要事項説明書等に明示していること ⑥新規に採用した従業者に対し、熟練した従業者が同行して研修をしていること ⑦全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士であること ⑧万が一、要件を満たさせない状況が発生した場合は、発生した日の翌月の初日から加算は行わないこととする
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ(□) (居宅介護の場合)			基本単位+各加算に456/1000を乗じた単位数により計算された額
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(□) (重度訪問介護の場合)			基本単位+各加算に367/1000を乗じた単位数により計算された額

Ⅲ その他のサービス利用料

② 重度訪問介護において、一定の対象者に対し熟練従業者が同行してサービスを行った場合、1回2時間以内につき、それぞれに（上記料金×90/100）となります。

通常のサービス実施区域を超えてサービスを利用する場合	公共交通機関を利用した場合	実績相当額
	自動車・バイクを使用した場合の駐車料金	実績相当額
買物代行サービス 薬受取代行サービス	自動車・バイクを使用した場合 (ガソリン代は社会情勢等により変動する場合があります)	1キロ16円
買い物・通院・入院付き添い	公共交通機関を利用した場合	実績相当額

- ①訪問介護サービスの提供に要した光熱水費は、利用者のご負担となります。
- ②障害福祉サービスの支給決定量を超えた場合、超過分については全額負担となります。
- ③障害福祉制度の報酬体系や体制に変更があった場合、変更に合わせて負担額を変更することがあります。
- ④各種サービス利用料の減免制度についてはご相談下さい。